

業務部からの報告事項

業務部からの報告事項

1. 新規加入者の本人確認及び再加入者への重要事項の説明・配布の運用開始時期

制度改正に伴い被保険者及び保険料関係の理事長通知を令和3年12月に発出しました。

その中で、新規加入時に業務受託機関が各自の方法で本人確認を実施し、加入申込書にチェックを入れること、また、新規加入だけでなく、再加入時にも業務受託機関において、重要事項の説明・配布することを明記しました。

なお、理事長通知の施行日は、令和4年1月ですが、これら2件の開始時期等については、令和4年度担当者会議で改めて説明いたします。

2. 業務受託機関における事務処理遅延

年末年始にかけまして、3機関の業務受託機関において、事務処理遅延（加入申込書など16届出書等）が判明しました。

事務処理遅延は、加入者等への多大な負担となるだけでなく、農業者年金制度の信頼を損なうことになり、極めて大きな問題です。

担当者会議等で事例を紹介し、引き続き、業務受託機関に対する注意喚起に努めてまいります。

3. 基金における電話対応の方法

基金の電話相談においては、令和4年10月1日から個人情報を提供提供する場、加入者等の農年番号と基本3情報（氏名、住所、生年月日）の確認を行った上で、個人情報を提供することといたしました。

【日本年金機構と同様な方法】

4. 受給開始時期の選択肢の拡大に伴う受給権発生時期の変更

これまで新制度の老齢年金は、繰上げ請求しなければ65歳に到達することで受給権が発生しましたが、令和4年4月からの制度改正により、昭和32年4月2日以降に生まれた方は、60歳から75歳の間で受給開始時期を選択できるようになります。これに伴い、老齢年金の受給権発生時期が支給の請求があった日に変わります。

また、特例付加年金の受給権発生時期についても、支給要件を満たしたときから、支給の請求があった日に変わります。

なお、両年金の年金額は、裁定請求をJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金原価率で除して計算し、請求のあった日の属する月の翌月分から支給することになります。

5. 公金受取口座の活用

令和4年度から国が運用を開始する、「公金受取口座登録制度」では、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことにより、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用することができるようになります。

基金では、受給者等が希望した場合に公金受取口座への振込ができるように準備を進めており、令和4年度中の運用開始を計画しています。今後、具体的な事務方法が決まりましたら、ブロック会議等で周知をしてまいります。

なお、農業者年金の振込先を公金受取口座にする場合、基金にマイナンバーを登録する必要がありますが、基金への登録は受給者が直接、郵送で関係書類を基金に送付するようにし、業務受託機関がマイナンバーを取り扱うことは考えておりません。

6. 制度改正に伴う農業者年金記録管理システムの改修

今般の制度改正に対応するため、「農業者年金記録管理システム」の改修を進めております。しかしながら、全ての機能を制度改正の施行日までに改修することが困難であり、システムの改修は、令和5年4月に完了する予定です。

このため、新たに「農業者年金サブシステム」を構築し、システム改修中の制度改正の対象となる届出を行った者の管理を行うこととしました。

また、「農業者年金サブシステム」は、各業務受託機関においても、利用が可能となっており、本年2月に農業者年金記録管理システムトップページに利用規約及び操作マニュアルを掲載したところです。

7. 農業者年金記録管理システムの利用促進

(1) 農業者年金記録管理システムの普及拡大の取組

システム利用の普及拡大のため、令和3年度における年金記録管理システム普及拡大取組方針を策定し、全業務受託機関宛てに令和3年6月16日付で通知し、業務受託機関に対して普及拡大の働きかけを行いました。

現在、業務受託機関におけるシステムの利用登録割合については、令和4年1月末時点では令和2年度末と比べて、農委・JAとも昨年度より増加しています。また、システムを利用した届出書の作成割合については、農業委員会では増加していますが、JAでは同率となっています。

このため、ブロック会議や業務連絡協議会において、各種会議・研修会等のあらゆる機会を捉えてシステム利用の積極的な働きかけを行うよう、業務受託機関に対してお願いしております。

○システムの利用登録割合（令和2年度末→令和4年1月末）

農業委員会	77.3%→77.5%（前年度比 0.2%増）
JA	87.8%→89.0%（前年度比 1.2%増）

○システムを利用した届出書の作成割合（令和2年度末→令和4年1月末）	
農業委員会	35.20%→35.65%（前年度比 0.45%増）
J A	40.09%→40.09%（前年度比 ±0%）

（2）ブラウザのサポート期限到来の対応

Internet Explorer 11（以下「IE11」という。）のサポート期限が令和4年6月15日となることが発表され、これに伴い、令和4年6月15日以降はIE11による年金記録管理システムの利用ができなくなります。

このため、「Microsoft EdgeのIE互換モード」により年金記録管理システムを利用できるよう準備しているところです。

8. 令和3年度農業者年金基金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査結果について

農業者基金業務を受託している全ての業務受託機関（2,377機関）を対象に、基金の「個人情報保護管理規程」に基づき、業務受託機関における令和4年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的として調査を実施しました。

今後、この調査結果を集計・分析し、農業者年金に係る個人情報が適切に管理されていない等の業務受託機関において改善が図られるよう、都道府県段階の業務受託機関に対して市区町村段階の業務受託機関への指導を依頼する予定です。